

令和3年度
申込案内書

エネルギー管理講習 資質向上講習

本年度の資質向上講習は、自宅・勤務先等で
受講可能な**オンライン講習**で実施します。

オンライン講習の申込みのながれ

申込受付→教材発送・受取→動画視聴・効果測定→修了証発行

申込受付期間

- ・申込書（払込取扱票）提出

令和3年 **11月15日(月)** ～ 令和4年 **2月15日(火)**

- ・インターネット申込み

令和3年 **12月15日(水)** ～ 令和4年 **2月15日(火)**

受講期間 [パソコン・タブレット・スマートフォン等を用いて視聴]

令和3年 **12月29日(水)** ～ 令和4年 **3月22日(火)**

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、「エネルギー管理企画推進者」・「エネルギー管理員」に選任されている者を対象とした講習です。対象者の方は必ず受講してください。なお、省エネへの取り組みが不十分な事業者に対して、国は必要な指導・助言を行うことができるとされており、受講義務の不履行を含め、事業者への取り組みが不十分と認められる場合には、指導・助言の対象となることもあり得ます。

経済産業大臣指定講習機関 **一般財団法人省エネルギーセンター**

講習全般及び申込受付に関する問い合わせ

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

TEL：03-5439-4977 FAX：03-5439-6290 メール：train@eccj.or.jp



目 次

1. 資質の向上を図るための講習（資質向上講習）について	2
2. 受講申込み要項	4
3. 受講申込み方法	7
4. 申込書記入例及び記入上の注意事項	9
5. 受講方法に係る例外措置（集合講習）希望書	10

エネルギー管理講習「資質向上講習」オンライン講習のご案内

経済産業大臣指定講習機関である一般財団法人省エネルギーセンターでは、資質向上講習の実施に際して新型コロナウイルス感染症の影響により多数の受講者から「オンライン化」のご要望をいただいております。

コロナ禍への対応及び受講者の利便の向上を目的に、今年度から本講習を「オンライン」で実施することといたします。具体的には、申込完了後に講習テキスト等の教材とログイン方法を示した書面をお送りします。講義の動画視聴・効果測定を実施していただくことにより修了証を発行いたします。

オンライン化によるメリットは以下のとおりです。

- ① 資質向上講習がご自宅・勤務先等で受講できます。また、パソコンやスマートフォン等で受講可能です。
- ② 受講期間内であれば24時間いつでも受講できます。
(※システムメンテナンス等の時間帯を除きます)
- ③ オンライン講習（動画視聴やテキストの確認等）を受講することで、省エネやカーボンニュートラルに向けた政策や取組等について、最新の知識を習得でき、スキルアップにも役立ちます。

受講義務者の方におかれましては必ずお申込みください。また、受講義務者の所属されている特定事業者におかれましても受講義務者への受講に向けたご配慮をよろしくお願いいたします。

1

資質の向上を図るための講習（資質向上講習）について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、事業者毎に「エネルギー管理企画推進者」を、指定工場毎に「エネルギー管理員」をそれぞれエネルギー管理講習（新規講習）修了者から選任することが義務付けられています。

また、事業者はこの「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」に選任されている者（エネルギー管理士免状取得者は除く）に対して、定期的^{注1}に資質の向上を図るための講習（資質向上講習）^{注2}を受講させることが義務付けられています。

注1：資質の向上を図るための講習の期間（省エネ法第14条、第32条）

選任されている者が、規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年。ただし、講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して2年を越えた日以降に選任された場合には、選任された日の属する年度の翌年度の開始日から起算して1年。

注2：経済産業省令で定めるところにより行う資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない

- ・エネルギー管理企画推進者：省エネ法第9条第2項、第20条第2項、第31条第2項
- ・エネルギー管理員：省エネ法第12条第2項、第14条第2項、第23条第2項、第25条第2項、第34条第2項、第36条第2項、第42条第2項、第44条第2項

（1）資質向上講習の受講について

当講習は、「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」として現に選任されている者を対象としています。また、当講習の受講年度は、エネルギー管理講習（「新規講習」又は直近に受講された「資質向上講習」）の受講年度及び選任年度により異なります。

詳しい受講年度は、3ページを参照してください。

1）新規講習の受講年度について

ご自身の新規講習の受講年度を確認するには、講習修了番号が参考となります。

下に例示する新規講習修了証の講習修了番号において、「2018」は新規講習の受講年度が2018年度であることを示しています。平成18年度の講習修了番号は、01-2006-3で始まります。講習修了番号は、資質向上講習を受講した場合でも、新規講習の講習修了番号と同一になります。

（例）講習修了番号 → 01 - 2018 - 3 - ○○○○○○

2）年度について

年度とは、4月1日から翌年3月31日の期間を表しています。

例えば、「新規講習を平成30年6～7月又は10～11月等に受講」又は、「資質向上講習を平成31年1月又は2月等に受講」した場合は、受講年度は平成30年度（2018年度）となります。

(2) 令和3年度「資質向上講習」の受講対象者について

現在、「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」に選任されている者^{注3～注6}のうち、下表の①から③に該当する方が、令和3年度の受講対象者です。

- ① 平成30年度のエネルギー管理講習「新規講習」を修了し、平成30年度から令和2年度の間に選任された者。
- ② 平成30年度のエネルギー管理講習「資質向上講習」を修了し、引き続き選任されている者。
- ③ 平成18年度から平成29年度の間に、エネルギー管理講習「新規講習」又は「資質向上講習」を修了し、令和2年度に選任された者。

〔説明記号 ●：新規講習を修了 ■：資質向上講習を修了 ◎：選任 ★：資質向上講習を受講〕

		平成18～29年度 (2006～2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
①	平成30年度の「新規講習」を修了し、平成30年度から令和2年度の間に選任された者。		●新規修了 ◎選 任			★資質受講
			●新規修了	◎選 任		
			●新規修了		◎選 任	
②	平成30年度の「資質向上講習」を修了した者。		■資質修了			★資質受講
③	平成18年度～平成29年度の間に「新規講習」又は「資質向上講習」を修了し、令和2年度に選任された者。	●新規修了 又は ■資質修了			◎選 任	
令和3年度の受講対象者						◀……………▶ 令和3年度に選任された場合は、次年度以降の受講対象者。

注3：選任されている者（選任者）とは、所管の経済産業局に「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」としてそれぞれ「選任届出書」を提出されている方のことです。

注4：エネルギー管理士免状取得者は除く。

注5：一度解任された後、令和2年度までに再び選任された者を含みます。

注6：一度解任された後、**令和3年度に再び選任された場合は、次年度以降の受講対象者**となります。

(3) 受講対象から外れる者

- ・エネルギー管理講習「新規講習」を修了したが、現在、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として選任されていない者。
- ・エネルギー管理士免状取得者^{注7}として、所轄の経済産業局にエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として選任届出をしている者。

注7：エネルギー管理士免状を取得しても、エネルギー管理講習「新規講習」修了者として所轄の経済産業局にエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員の選任届出をしている場合は、エネルギー管理士免状取得者として新たに選任届出がなされない限り、資質向上講習の受講対象者となります。

2

受講申込み要項

(1) 受講対象者

「資質向上講習」の受講対象者は、2～3ページをご覧ください。

(2) 申込受付期間

- ・申込書（払込取扱票）提出：令和3年11月15日（月）～令和4年2月15日（火）
- ・インターネット申込み：令和3年12月15日（水）～令和4年2月15日（火）

(3) 受講料 17,100円（非課税）

(4) 受講期間

令和3年12月29日（水）～令和4年3月22日（火）

※ 申込者毎の受講期間は、省エネルギーセンターが指定した期間です。

(5) お申込みのながれ

受講対象者の確認	令和3年度の受講対象者であることを必ずご確認ください。 ※資質向上講習の受講対象者は、2～3ページをご参照ください。
講習の申し込み	「インターネット申込み」・「申込書（払込取扱票）提出」のいずれかの方法にてお申し込みください。 ※受講申込み方法は、7～8ページをご参照ください。
書類の確認	提出された申込書の記載内容に基づき、受講対象者に該当することを確認します。（確認のために数週間かかることもあります。）書類の確認が終わると申し込み完了です。
教材等発送・受取	申し込みが完了した方から順次、講習テキスト等の教材とログイン方法を示した書面をご選択いただいたご住所（自宅又は勤務先）にお送りします。
動画視聴・効果測定	受講用アカウントに記載される受講期間は、当センターが指定した期間です。自宅・勤務先等で講義動画を視聴し効果測定を行ってください。合計視聴時間は5時間30分です。（効果測定問題の解答時間を除く）
修了証発行	修了基準を満たしている場合に修了証が発行されます。資質向上講習の修了証は、オンライン講習修了時に各自ダウンロードをしてください。

(6) 講義の区分

日常のエネルギー管理業務などから、講義区分として「工場」又は「事業場」のどちらかを選択してください。なお、前回受講した際の講義区分と違う講義区分を選択することも可能です。

講義区分	工 場	事業場
講義内容	製造業 などにおけるエネルギー管理に関する講義 1) エネルギー総合管理及び法規 2) エネルギー管理の手法（工場） 3) エネルギー管理の実務（工場）	ビル（事務所、店舗、ホテル、学校、病院等） などにおけるエネルギー管理に関する講義 1) エネルギー総合管理及び法規 2) エネルギー管理の手法（事業場） 3) エネルギー管理の実務（事業場）

(7) 講習の課目・時間割

省エネ法等の規定に定められた「エネルギー総合管理及び法規」、「エネルギー管理の手法」、「エネルギー管理の実務」の3課目について講義します。オンライン講習の講義時間は下表のとおりです。（効果測定問題の解答時間を除く）

時 間	課 目	内 容
5時間30分	エネルギー総合管理及び法規	・エネルギーを巡る情勢及び政策 ・省エネ法とエネルギー管理 ・省エネルギー推進のフローと体制 ほか
	エネルギー管理の手法	・省エネルギー推進の着眼点 ・着眼点ごとの設備・機器・事例 ほか
	エネルギー管理の実務	・工場等判断基準と管理標準 ・省エネ法に基づく届出、報告 ほか

(8) オンライン講習について

- ・インターネットを通じての動画配信によるオンライン講習を行います。
- ・オンライン講習を利用するために必要となるインターネット環境の整備等につきましては、申込者及び事業者で整えてください。
- ・省エネルギーセンターの推奨環境を満たしている場合でも、個々の動作環境によっては視聴ができない場合があります。
- ・省エネルギーセンターが予め告知等を行った上で、オンライン講習の維持・保全のため、またはシステム障害発生時の復旧のため、オンライン講習を一時的に停止または中止することがあります。
- ・申し込みが完了した方から順次、講習テキスト等の教材とログイン方法を示した書面をご選択いただいたご住所（自宅又は勤務先）にお送りします。
- ・受講用アカウントに記載される受講期間は、当センターが指定した期間です。
- ・自宅・勤務先等で講義動画を視聴し効果測定を行ってください。合計視聴時間は5時間30分です。（効果測定問題の解答時間を除く）

(9) 資質向上講習の受講方法に係る例外措置（集合講習）について

資質向上講習は、受講者又は当該受講者が所属する事業所のパソコン等を介しオンライン方式で一定期間に亘り講義を提供することとしています。

受講申請者及び所属事業所にて、パソコン等及びオンライン環境のご準備等のご協力をお願いいたします。省エネ法上、資質向上講習の対象者を受講させることは特定事業者等の義務となっておりますので、受講者の所属する事業所におかれましても当該受講が円滑に進みますようご協力をお願い申し上げます。

受講申請者及び所属事業所側のやむを得ない事情により、オンライン環境を整えることができない場合には、当センターで準備する会場で講義を視聴する等別の方法により対処することを予定しています。

受講方法に係る例外措置（集合講習）を希望される場合には、令和3年12月28日（火）までに受講申込みを行っていただくとともに、巻末の別紙「受講方法に係る例外措置（集合講習）希望書」を同日までに、郵送又はFAXのいずれかでご提出ください。

なお、東京会場では令和4年2月21日（月）及び22日（火）に集合講習を実施します。

講習実施に関する最新情報は、当センターホームページの
「講習部からのお知らせ」に随時掲載しますので、必ずご確認ください。
(https://www.eccj.or.jp/cgi-bin/mgr1_bbs_lctr/index.php)



3

受講申し込み方法

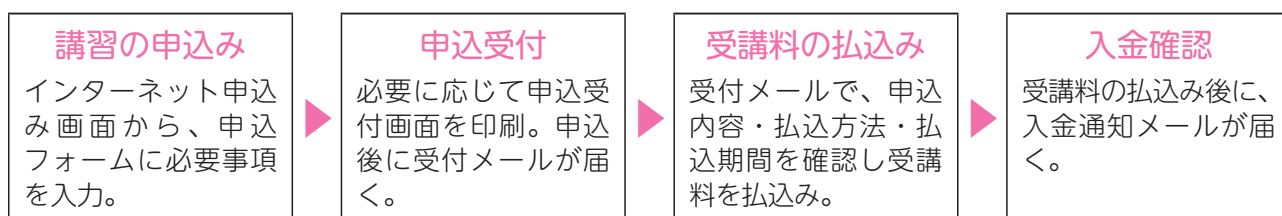
申し込み方法には、インターネットから申し込みをする方法と申込書（払込取扱票）を提出する方法の2種類があります。いずれかを選択して申し込みをしてください。

インターネット	銀行振込・クレジットカード決済・その他決済[コンビニ・ペイジー(ATM)・ネットバンク]
申込案内書	申込書(払込取扱票)[郵便局(ゆうちょ銀行)窓口など]

注意事項

- ・「インターネット申し込み」と「申込書(払込取扱票)」の両方で申し込まないでください。
- ・当センターは領収書及び請求書を発行しません。
- ・申込完了後に、申込みの取消しや受講料の返金はありません。

(1) インターネットから申し込みをする方法（個人・団体）



当センターのホームページ (<https://www.eccj.or.jp/>) から、インターネット申込みができます。詳細は、当センターのホームページにて確認してください。

1) 申込受付期間

令和3年12月15日（水）～令和4年2月15日（火）（23時59分まで）
 ※払込期限は、**2月16日（水）**です。

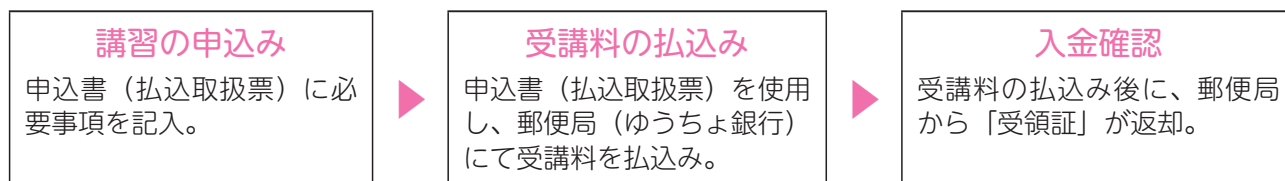
2) インターネットの申し込み方法について

- ・インターネットからの申込みでは、個人申込み（1人用）と団体申込み（2～25人用）ができます。
- ・団体申込みの場合、受講料が申込者全員分の一括払いとなります。

3) 受講料の払込みについて

- ・受講料の払込みは、「銀行振込」、「クレジットカード決済」、「その他決済（コンビニ・ペイジー（ATM）・ネットバンク）」から選択できます。
- ・受講料は、別途通知する期間内にお支払いください。（クレジットカード決済除く）
- ・入金通知メールは、講習テキスト等の教材とログイン方法を示した書面が届くまで必ず保管してください。
- ・請求書及び領収書は、各金融機関から発行される「証明書」・「利用明細」又は、各種メールに記載の「スマートレシート（web明細）」にて代えさせていただきます。それ以外の書類は発行しません。

(2) 申込書（払込取扱票）を提出する方法



申込書は、この「申込案内書」と同じ込まれている専用の「払込取扱票」で兼ねています。申込書（払込取扱票）に必要事項を記入のうえ、郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口へ提出してください。

1) 申込受付期間

令和3年11月15日(月)～令和4年2月15日(火)

※払込期限は、**2月15日(火)までの受領証日附印有効。**

2) 申込書の記入について

- ・申込書（払込取扱票）は、**申込者1名につき、必ず1枚の本申込案内書に綴じ込まれている申込書（払込取扱票）を使用してください。**
- ・記入の際は、9ページの「申込書記入例及び記入上の注意事項」を参照してください。

払込取扱票 (郵便局に提出・回収処理)	振替払込請求書兼受領証 (郵便局から返却)
「ご依頼人・通信欄」が「 申込書 」になります。 ※銀行振込には対応しておりません。 ※郵便局に備え付けの払込用紙は使用できません。申込案内書に綴じ込みのものを使用してください。	受領証が「 領収書 」となります。 ※ 再発行はできません ので、大切に保管してください。

3) 受講料の払込みについて

- ・受講料は、申込書（払込取扱票）を使用して払込みをしてください。なお、払込手数料は払込人負担です。
- ・当センターの口座番号、金額などは申込書（払込取扱票）に印刷済みです。
- ・申込書（払込取扱票）を郵便局（ゆうちょ銀行）に提出すると、「振替払込請求書兼受領証」の部分が返却され申込書を提出した証明となります。
- ・振替払込請求書兼受領証は、講習テキスト等の教材とログイン方法を示した書面が届くまで必ず保管してください。
- ・請求書及び領収書は、郵便局（ゆうちょ銀行）から返却される「振替払込請求書兼受領証」又は「利用明細」にて代えさせていただきます。それ以外の書類は発行しません。

4

申込書記入例及び記入上の注意事項

申込書は、この「申込案内書」に同じ込まれている専用の「払込取扱票」で兼ねています。申込者1名につき専用の「払込取扱票」1枚を使用してください。下記の記入例を参考にして①～⑩の記入上の注意をよく読み、必ず申込者本人が、黒インク又は黒ボールペンにて、かい書で正確に記入してください。記入事項の訂正は二重取消線を使用してください。

なお、申込書に記入された内容については、個人情報として厳重に取扱い、講習事務以外には使用しません。

【申込書の記入例】機械処理をしますので、明瞭に記入してください。

① 区分

「工場」又は「事業場」のうち、受講する講義区分のいずれかを選択し○マルで囲んでください。両方を受講することはできません。講義区分の内容は5ページを参照。

② 受講希望地

希望する受講方法を記入してください。未記入の場合は999になります。

・オンライン講習: 999 (工場)・888 (事業場)
・集合講習: 111 (工場)・222 (事業場)

③ 講習修了番号

新規講習修了証に記載の修了番号を記入してください。

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00 東京	口座記号番号	001807	446539
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	17100	
(一財)省エネルギーセンター 資質向上講習	料金	備考	
エネルギー管理講習 (資質向上講習)申込書	区分	2 事業場	希望地
③ 講習修了番号	012018	④ ④ ④ ④	④ ④ ④ ④
住所	〒108-0000 (電話) 03-0000-0000	東京 港区芝浦 0-0-0	④ ④ ④ ④
事業者番号又は工場番号	⑦ 0012345	(株)省エネ社 技術部	省エネ太郎 様
勤務先	(株)省エネ社 技術部	省エネ太郎	
フリガナ	シヨウエネ タロウ	省エネ太郎	
氏名	省エネ 太郎	省エネ太郎	
性別	⑩ 女 生年月日 大正 47 年 4 月 10 日	省エネ太郎	

④ 教材等送付先

教材等の送付先となります。「□現住所 □勤務先」のいずれかを選びチェック(✓)を入れてください。

⑤ 住所(受講票等送付先)

④で「現住所」を選択された場合は、受講者の現住所(自宅住所)を記入してください。郵便番号、住所は最少区分(番地、号、マンション(アパート)名、部屋番号、〇〇方)までを必ず記入してください。「勤務先」を選択された場合は、勤務先の住所を記入してください。

⑥ 勤務先

現在勤務している会社名(工場名等)、部署名までを正確に記入してください。書類に不備がある場合に問合せをしますので、確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。

(例) 090-1234-5678

⑦ 事業者番号又は工場番号

事業者番号(特定事業者番号・特定連鎖化事業者番号)又は工場番号(エネルギー管理指定工場番号)を記入してください。

⑧ 氏名

氏名とフリガナを記入してください。戸籍と同じ字を使って明瞭に間違いなく記入してください。

⑨ 性別

性別のいずれかを○マルで囲んでください。

⑩ 生年月日

大正、昭和、平成(年号)を○マルで囲み、生年月日を算用数字で記入してください。

受講方法に係る例外措置（集合講習）希望書

エネルギー管理講習（資質向上講習）について、集合講習による受講を希望します。

年 月 日

1. 受講申請者

フリガナ			
氏 名			
講習修了番号	01	20	3
勤務先名 (部署名)			
電話番号			

2. 勤務先責任者

フリガナ			
氏 名			
勤務先名 (部署名)			
電話番号			

受講方法に係る例外措置（集合講習）に関するお問い合わせ・ご相談先

一般財団法人 省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

TEL：03-5439-4977 FAX：03-5439-6290 メール：train@eccj.or.jp

この欄は記入しないでください

受理月日		
受付No.		
担当者		

問い合わせ先

経済産業大臣指定講習機関

一般財団法人省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

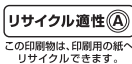
<https://www.eccj.or.jp/>

TEL : 03-5439-4977 FAX : 03-5439-6290

メール : train@eccj.or.jp

問い合わせ時間 9時15分から17時30分まで(土・日・祝日を除く)

一般財団法人省エネルギーセンターは、平成11年(1999年)4月27日に通商産業大臣から「エネルギー管理講習指定講習機関」として指定を受けています。



禁無断転載、著作権所有 一般財団法人省エネルギーセンター

Copyright ©The Energy Conservation Center, Japan 2021

※この印刷物は資源の有効利用のため、古紙配合率70%の再生紙・植物性インキを使用しています。